慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	「商店法」問題の社会学的背景
Sub Title	
Author	松井, 清(Matsui, Kiyoshi)
Publisher	慶應義塾大学法学部
Publication year	1983
Jtitle	慶應義塾創立一二五周年記念論文集 : 慶應法学会政治学関係 (1983. 10) ,p.97- 120
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Book
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BN01735019-00000005-0097

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「商店法」問題の社会学的背景

松井　清

一　はじめに
二　商店法の制定過程
三　伝統的商店労務関係の矛盾
四　結び——家族主義的経営の商業的意味

一　はじめに

治安警察法の弾圧下にありながら明治期最大のたかまりをみせる労働運動の激化、全国各地の鉱山、工場に頻発する労働争議の大規模化、あるいは結核女工問題に象徴される一連の労働災害の深刻化など、明治後期から末期にかけて、賃労働者階級の劣悪な労働条件に結果する生活破壊の実態が大きな社会問題として報道され、広範な国民諸階層の「職工保護」の気運が一段と昂揚するなかで、幾多の議論や論争をへてやっと制定されることになった「工場法」（明治四十四年）の場合に比べると、世論の動向は冷静で国民の関心度もいささか低調ではあったが、工場法の制定に遅れることすでに二〇年、昭和の年号も数年を重ねるようになると、小売業をはじめとする都市の商業労働者・勤労者階級に対する一定の社会政策的保護立法の必要性が、いわば置き去りにされていた社会・労働問題

の一つとして、にわかに脚光を浴びるようになってきた。昭和一〇年前後一部の論壇を賑わすことになった、いわゆる「商店法」制定をめぐる問題がそれである。(1)

「今や我国は重大なる変転期の過程にあるといはれ、庶政万般に亘って一新を画すべき時だと頻りに唱へられてゐる。此際社会立法に無理解なる封建的思想の持主、某氏の言謂「少数超保守的の人々」も、早からずとも未だ晩くはない、反省し悟る所あって従来の頑冥な態度を釈然と一擲し、進んで政府を督励して商店法の制定を促進すべきではあるまいか。蓋し政府が保護を与へないならば、やがては商店従業員自身が結束して之を要請すべき必要が生ずるであろう(2)」

これは欧米の商店法の歴史と実際に深く精通し、わが国にもその必要性を早くから説き続けてきた日本大学教授井上貞蔵の、後述のように法案の議会提出が棚ざらしの状態にされつつあった昭和一〇年当時の、失意と憤りを混じえた弁である。つまり鉱工業部門の労働者に向けては工場法による監督をはじめ、その他工業労働者最低年齢法、鉱業法、健康保険法、災害扶助法などの一連の保護立法と一応の監督制度とが曲がりなりにも出揃いつつあったこの時期に至っても、他方、当時すでに一五〇万人を超えると推定されていた商業部門従事の労働者、勤労者には依然としてなんらの法的保護を与えられていない状態が続いていたのである。そしてこの間、当の商業労働者階級からも、労働時間制限等の立法化に向けての組織立った動きもなく(3)、また商業労働者の労働条件や生活の実態を把握すべき官庁、自治体、民間団体などによる具体的な調査、研究活動の必要性もほとんどないがしろにされたままに終始していたのである。いずれにせよ、いち早く原生的労使関係の崩壊をみ、その後大正デモクラシーの進展を背景に新しい労使関係の確立をみた鉱工業の場合とはうらはらに、商業労働者の雇傭関係は依然として前近代的な、見方によれば半封建的で隷属的とさえいえる性格を温存していたのであり、一部の大規模商店を除いて、発育盛り

の青少年が大多数を占める中小商店の店員層は、不規則な開店・閉店時間による、さらには閉店後も深夜におよぶ、冗長な労働を強制され、休日・休養制度の確立さえみないまま店主の意のままに酷使され続けてきたのであり、わが国の商店経営には近世以来の、いわば原生的労使関係が、崩壊のきざしさえみせないまま昭和の戦前期に至るまで色濃く残存していたと言えるのである。

このような商業労働者の過酷な生活が当時の知識人やジャーナリストからもほとんど触れられることなく、たとえば「私は社会的に一番恵まれない者は店員であると思ふ」[4]という一商店員のつぶやきが、なぜ、人々の同情に値することなく、深刻な社会問題として表面化することがなかったのか。さらにいえば、商業労働者をとりまく問題はその事態の深刻さに比べて、なぜ、学問的にもそれほど注目されず、本格的な研究の累積をみることがなかったのか。つまり当時の商業労働者に対する人々の無関心、ときには無視の意味に、本稿の背後の興味と問題意識がある。そしてこのことは、今日の商業労働者に対する人々の、ひいてはまた研究者の態度についても言えるのではないか。その意味からも、商業労働者とは終始陽の当らないところに生き続ける人々なのである。

この小論の目的は、以上のような問題意識を背後に置きつつも、さしあたりは明治期以降の戦前期わが国における商店経営の一断面を商業使用人制度の変化の観点から論述することにある。したがって「商店法」それ自体の分析・評価等は直接本稿の課題ではないが、行論上その制定過程の曲折について述べることから出発し、今後の具体的実証のための論点を少しく整理することに努めたい。

(1) 筆者は、ここ数年来、東京都中央区堀留町界隈の呉服織物業者の同業者の歴史を、この地域に早くから進出した、いわゆる「近江商人」の末裔たる業者層の動向に着目して研究を進めてきた。当初は本稿においても、そこでの実証的データ・資料を用いて、明治以降の戦前期全般における商店（商家）の創出過程にみる変化を、奉公経験者の主家との関係、奉公年数、創業の経緯、創業資本などの側面から実証する予定であったが、紙面等の制約により、その序論に当る部分のみを加筆したのが本稿である。その関係もあり、いささか不明な構成となり、論

点が未整理に終ってしまったことを、あらかじめことわっておきたい。具体的な論証の作業は、いずれ別の機会に改めて執筆する予定である。

(2) 井上貞蔵、「新訂商店法論」巌松堂書店　昭和十二年、二六〇頁。なお、以下での商店法制定に至る歴史的過程についての記述は、同書および谷口吉彦・井上貞蔵「商店法に関する研究」同文館、昭和十二年の谷口吉彦の執筆の部分を主に参照した。

(3) 大正中期の物価騰貴による生活難を背景に、大正八年の「日本サラリーマン・ユニオン」(S・M・U)をはじめ、その後いくつかの、いわゆる「使用人組合」が誕生するが、純然たる商業部門の使用人ないし店員層による自発的結社の動きは、戦前期を通じて表面化することはなかった。この点については、井上貞蔵「商業使用人問題の研究」千倉書房、昭和十二年、五六二頁～六四三頁に、欧米の使用人組合との比較を踏まえた記述がある。

(4) 大阪市社会部調査課「本市に於ける薬業商店員の生活と労働」社会部報告第八二〇号、昭和三年、九六頁。

二　商店法の制定過程

第三回国際労働総会において「商店の週休制に関する勧告」が採択された大正十年(一九二一年)に、わが国でも交詢社内の有志の研究会で、商店使用人に対する一週一回一日の週休制、店舗の午後八時閉店、一日九時間半一週五十七時間の勤務時間(幼年使用人の場合は一日八時間一週四十八時間)などといった当時としてはきわめて進歩的かつ画期的な決議がなされたという、一部民間の先行する動きを別にすれば、商店法制定の問題が現実化するのは、昭和六年四月市内の他同業組合五十九および商店会三十三の賛成をえて、東京呉服商同業組合から内務大臣に提出された「商店営業時間短縮の法規制定に関する陳情」という意見書をもってその嚆矢と見做すのが一般的である。「方今小売業にして其の経営上改革すべき点多々あるも、就中現在の如く無統制なる営業時間の冗長は百害あって一利なく時勢の進運に添はざるも甚だしきものにして、適当に之を短縮するは最も必要にして、現下の実状に鑑みれば午後十時の終業を以て最も適当と存ぜられ候」[1]と意見し、このことが商店主間の自主規制によっては実現不可能であるから、適当な法令による規制を願いたい、とする内容の陳情は、すでに前年に同同業組合から東京商工会

議所および実業組合連合会にも提出されており、またさきの意見書とほとんど時を同じくして同六年三月の第五十九議会には服部教一外二名提出の「商店の閉店時刻限定に関する建議案」が可決されもしている。

こうした陳情、建議の内容は、ほとんど同様の趣旨であり、一口に、早朝から深夜におよぶ不規律で冗長な小売店の営業時間に関して、とりあえずその終業・閉店時刻を法規により午後十時に規制しようとすること、この点に唯一の目的があった。この陳情あるいは議会の建議を直接の糸口として、すでに大正末期より当該法規の不備を痛感し、具体的な調査研究に着手していたと言われる、労働者保護立法の主管官庁である内務省社会局は、具体的な成案の準備作業を開始することになるが、ここでまず注目すべきことは、この商店法制定運動の発端が呉服商同業組合という小売業主の団体からの陳情という形で出発したことであり、このことからも容易に察せられるように、もとよりこの商店法の制定による閉店時間の法的規制という要求は、その当初から、一日の就業時間が十五時間以上におよぶのが通例であるとさえいわれていた当時の商業労働者の労働時間の短縮や労働条件の改善といった目的とは案外無縁な、むしろ別の目的を念頭において出発していた、という点なのである。

このことは、たとえばさきの内務大臣宛陳情の意見書の説明の中にも明らかに看取することができる。そこには現今の深夜におよぶ冗長な営業時間が招来している弊害、不利益として、㈠ 従業員の睡眠時間不足による不健康、疾病といった保健衛生上の悪影響、㈡ 余暇時間の欠乏による従業員の自己訓練・修養時間の欠如、といった一見従業員保護を意図するかのような理由を装いながらも、そのじつ、㈢ 午後十時以降の売上高は一日の総売上高に微々たるウェイトしか占めておらず、燃料、電燈料等の営業諸経費の面からみて深夜営業はむしろ不利益であり、㈣ 冗長な営業時間は優秀な従業員獲保を困難とし、㈤ 同様に過長な労働時間に対する従業員の不満は思想的にも憂慮すべきであると同時に、かつまた、雇傭関係を不円滑化しており、さらに㈥ 燈料や経費の浪費は現下の国

民経済上きわめて不利益である、といった理由を隠してはいない。つまり、この運動の動機なり目的は、当初よりあくまで小売業者の営業上の計算や店舗経営上の合理化といった理由から出発していたことは見誤るべくもないのである。

改めて想起するまでもなく、この陳情がなされた前年の昭和五年という年は世界恐慌勃発の年であり、国内的には金解禁発令の年でもある。第一次大戦後の慢性的不況がその極に達し、わが国の経済全般が疲労困憊の状態にあったこの時期、不況と恐慌の波は産業構造の弱体不安定な部分に位置する流通小売業者にも深刻な打撃を与えずにはおかなかった。工業の不振、停滞は大量の失業人口を一時の足留り先として商業、とくに小売業部門へと駆逐し、俸給生活者の低落と相俟って、そこに零細な小売商店の増加、乱立を生み出してゆく。戦前期を通じてわが国の商業は、つねに鉱工業の好不況に対応して潜在的な過剰人口を吸収し輩出する安全弁の機能を担っていたわけである。この期のいわゆる小売店過剰の現象は、折からの大型百貨店の伸長という事態を背景に、小売業者の過当競争に拍車をかけ、当然かれらに、深夜におよぶ営業時間の延長を強要することになる。

このような営業環境の変化に対応して、一部の都市小売業者が、むしろかれらの既得権益を擁護しようとし、旧中間層としての地位をあくまで保持しようとして、商店間相互の過当競争を回避するという営業上の必要から、上述のような陳情をおこなったのは、むしろ当然のなりゆきであった。そしてさらにいえば、この陳情の発端が、営業の性質上長時間の夜間営業にとくに利するところがない反面、業種的には百貨店と競合する面のつよい呉服小売業者の同業組合からいち早く提出されたという経緯も、考えてみればけっして偶然のことではないのである。

したがって、以上のようにあくまで当業者の利害と経営の合理化という目的をもって出発した終業時刻法制化の動きは、その後内務省社会局によって、閉店時刻の規制だけでなく、休業制、休日制、保健設備の設置といった一

連の使用人保護の規定を加えて具体的な商店法の成案作業の段階に移ると、早くもその矛盾が当の業者団体内部で露呈することになった。昭和六年以降、社会局は関係諸団体に対し非公式に「商店法制定に関する諮問要綱」を提示し、その適用範囲、営業時間、休日、休業制、設備等に関して民間の各方面からの意見聴取の作業に入っていたが、名古屋、大阪などの関西方面の実業組合や商工会議所を中心に一勢に法案化に反対あるいは時機尚早の声が上がってきた。たとえば六年九月の大阪実業協会の商店法反対の建議は、その理由として、㈠ 購売者の不便、㈡ 小売業の衰微、㈢ 商店員の場合「商業見習を主たる目的とし其労務も亦一般労働者の如くなるものにあらざるを以て、単に労働時間の長短を以てその労務の軽重を律すべきにあらず」[2]という商店労務の特殊性、㈣ 経済界が不振をきわめている今日は時機を得ないこと、などの点を挙げ、ほぼ同様の理由から名古屋連合発展会の場合は、閉店時刻を原則として午後十一時にすべきである、との決議をもって社会局宛に陳情している。

このような空気は関東をはじめ各地に波及し、当初は賛成の気運が強かったといわれる東京市の場合でも、東京商工会議所上層部の強硬な反対意向を受けてしだいに法案化に消極的な意見が大勢を占めるようになった。若干の修正を加えて翌七年には一応の要綱成案を得るまでになっていた社会局も、こうした情勢の進展のなかで法案の議会提出に極度に慎重となり、政府当局もついに第六〇議会への提案を中止する断を下すことに至り、同年公表された商店法案も、あくまで社会局の腹案という体裁をとらざるを得なかったのである。

商店法の原型が法案として初めて公表されたのは、第六十四議会への提案準備として社会局参与会議に附議され可決された昭和八年一月一〇日の「商店法案要綱」である。これまでの成案過程のなかで、すでに適用範囲から卸売業はもちろん小売業のなかの浴場業も除かれ、新たに百人以上の使用人を有する商店の婦人・年少者の就業時間を原則として十時間に制限し、同様の規模を有する商店の休業制度を規定するなど、当初の社会局案は大きな修正

を受けていた訳であるが、改めてその主要な条項を示せばそれは以下のような骨子である。

㈠〈適用範囲〉 本法は市及勅令を以て指定する町村に於て小売商業、理髪業又は理容業を営む店舗に之を適用すること。

㈡〈閉店時間〉 店主は四月一日より十月三十一日迄は午後十時、其の他の時期に在りては午後九時以後、店舗に於て顧客に対し㈠に掲ぐる営業を為すことを得ざること。但し右の時刻以前より引続き店舗内に在る顧客に対して為す営業に付ては此の限りに在らざること。

㈢〈休業及休日〉 店主は毎月一日以上店舗に於て顧客に対し㈠に掲ぐる営業を為すことを休止し、使用人あるときは之に対し休日を与ふべきこと。

㈣〈百貨店の婦人及少年の就業時間〉 ㈠に掲ぐる営業に関し、常時百人以上の使用人を使用する店舗に在りては、店主は㈠に掲ぐる営業に関すると否とを問はず、十六歳未満の者及女子をして一日に付十時間を超へる就業せしむることを得ざること。

店主は前項の就業時間中に於て使用人をして食事を為さしむるときは、食事毎に少くとも三十分の食事時間を与ふべきこと。

㈤〈百貨店の婦人及少年の休日〉 常時百人以上の使用人を使用する店舗に在りては、店主は㈠に掲ぐる営業に就業せしむる者たると否とを問はず、十六歳未満の者及女子に対して毎月少くとも四日の休日を与ふべきこと。(3)

多くの例外規定の条項等、その全容の仔細は省略する他ないが、同要綱の諮問を受け、法案制定に賛成した社会局参与会議の空気も、じつは、この原案は、㈠ 休日制をはじめ例外規定が多すぎること、㈡ 一ヵ月一回の休日

は少なすぎること、㈢ 閉店時以降の無制限な就業を禁止する規定がないこと、などの点で、商店使用人の保護立法としては余りに生ぬるいという意見で一致しており、いわば条件つきの消極的賛成でしかなかった。つまり、㈠の例外規定についてだけみても、繁忙な時期における閉店時間の例外を一年に六十日以内の限定で認め、休日、休業制についても、地域、営業の種類に応じて、あるいは店主の必要に応じて例外規定を設け、さらに閉店時間、休日、休業制の適用例外規定を、公衆の便宜に密接な関係のある店舗や特定商品を扱う店舗に対して設けるなど、きわめて不徹底かつ微温的な内容に終始していたのである。

しかしこれでもまだ八年の同案は民間団体の激しい抵抗にあう。参与会議への諮問と併行して民間団体にも同様の諮問が発せられたが、たとえば回答を寄せてきた全国各地の商工会議所九十二の意見は、原案賛成と反対がそれぞれ四十六と同数であったし、さらに全国産業団体連合会、日本商工会議所、日本経済連盟、日本工業倶楽部などの有力民間団体は依然として強硬な反対を唱える有様であった。ここに至り内務省は、またもや法案提出に消極的たらざるをえなくなり、また関係官庁である商工省からの同法案に対する積極的支持もないまま、ついに同年の第六十四議会への提案は断念されることになり、その後時局の変化等もあって、同法案は棚ざらしの状態のまま、懸案の法案として数年を経過する運命となる。

この間の若干の紆余曲折や法案の再修正の経緯については省略することにするが、周知のように、商店法が議会で成立するのは、それからさらに五年後の昭和十三年の第七十三議会においてであり、同年十月一日より同法の実施をみることとなった。その骨子は、新たに就業時間が六時間を超えるときは少なくとも三十分、十時間を超えるときは少なくとも一時間の休憩時間を就業時間内に設けること、立続けに就業する女子に対しては少なくとも三人に一個の腰掛または椅子を備えつけること、といった規定が追加されはしたものの、多くの例外規定を依然として

設けたまま、閉店時間は季節を問わず一律に午後十時とされ、使用人数は百人以上から五十人以上へと変更されたものの、女子および年少者の就業時間と休日は、それぞれ週十時間から十一時間へ、月四回から月二回へといった具合に、さらに大きく修正され後退した、きわめて微温的な法律として誕生することになったのである。しかもこの時期になるとわが国は戦時体制下に入り、その立法目的自体が労働者保護という観点を薄め、しだいに強兵制という色彩を強めてゆき、また具体的な監督制度が不備であったために、ほとんどその実効を有しなかったのである。いずれにせよ、商業労働者に対する本格的な保護立法は戦後の労働基準法の制定を俟つ他なく、戦前期を通じてわが国の商業労働者は実質的な法的保護を与えられることのない、商店主の恣意的了見にその運命をゆだねられた、その意味でもまさしく「子飼い」の社会的弱者たる地位を甘受せざるをえなかったといえよう。

以上みてきたように、商店法制定の過程に典型視されるわが国の商業社会政策の展開には使用人保護という目的と中小商店の経営の合理化、能率化という目的、この二つの目的が併存し対立しあい、結果的には後者の目的があくまで優先する形でしか展開しえなかった。このことは工場法をはじめとする戦前期の他の社会政策的立法の場合にも、おそらく同様のことを指摘できそうであるが、商店法問題の一応の結着には、ことさらその色彩が濃い。後述するように、商業労務や商店経営の日本的特殊性という論拠を楯として、商店法の制定は商店経営者の納得のゆく、かれらにとってすこぶる妥当な線に落ち着いたのである。ちなみに表1は、大阪市役所社会部が商店法施行直後の昭和十四年に実施した調査のなかから、店主からみた商店法施行の影響に関する意見をまとめたものである。店主側からの一方的見解にすぎず、この調査では店員層からの意見聴取がなされなかったことが残念であり、この結果を鵜呑みにできないことは当然であるが、それでも店員に対する好影響として、健康の増進、勉学・修養時間の増大という意見が多いことはともかく、その他の好影響が概して商店の営業・能率面に直結する好影響であり、

表 1　商店法施行の影響（店主の意見）

	営業上の影響		店員に対する影響	
好影響	・電燈料の転減	83	・健康が増進された	233
	・統制ある閉店のため万事規律正しくなった	65	・勉学・修養の時間が十分出来た	123
	・営業時間内に充分能率をあげることが出来る	43	・事務に節度が出来能率増進された	34
	・商品整理上の好都合	21	・緊張し明朗となる	9
	・経費が軽減された	13	・質が向上した	5
	・売上高が却って増加す	12	・青年学校出席率が向上した	5
	・二部制の廃止が出来た	5	・規律正しくなった	1
	・営業時間後の配達が無くなり楽になった	5	・貯蓄心が向上す	1
悪影響	・売上高減少す	132	・夜間外出が多くなり，夜更しが増加した	37
	・日曜・月末・月始の営業時間の短いことが不便	8	・金銭の消費が多くなった	25
	・寄席帰りの客をとらへられぬ	8	・苦労をするという観念が乏しくなった	9
	・商品整理が充分出来ない	6	・従順性を欠くようになった	7
	・閉店時間の午後十時は早すぎる	6	・一般に質が下落した	7
	・通り客が減少した	6	・喫茶店・カフェーに行く者が増加した	6
	・地方の仕入客は無意味な滞在を余儀なくされる	2	・個性を失ひ平凡化する	5
	・夜間荷送する時間が無い		・総体に悪化す	4
	・夜間集金に利用できない		・貯蓄心が薄弱となる	3

出所　大阪市社会部「本市に於ける商店員労働事情調査」社会部報告第225号　昭和16年，17～18頁

閉店時間の制限や休日制の制定によるわずかな生活時間の余裕に対してさえ、それを悪影響をもたらすものとして警戒し管理しようとする意図が見え隠れしているようにさえ思われる。同調査が指摘するように、営業面の悪影響として、ここでは「売上高の減少」を挙げる意見が大半を占めるが、この種の商店は歓楽街・盛場地区の一部の商店であり、意見を聴した大部分の商店は営業上の不利益・弊害なしと答えていたのである。そしてさらに忘れてならない点は、夜更しの増加や金銭の浪費といった店主の悪影響の意見は、いずれも閉店後の時間や休日にお

ける店員層の生活態度を指している訳であろうが、実際上、中小規模の商店員は、かりに商店法の規定通りに午後十時に閉店しても、それで一日の労働が終了したことにはならず、店内にいる顧客との対応、残務整理、記帳など、なお深夜におよぶ店内での労働を強制されていたはずなのである。[4] もとより店舗の閉店時間の規制は、商店員の就業時間の制限を意味することにはならなかったのであり、このこと一つをとってみても、中小商店の使用人は商店法による保護にほとんど浴することがなかったと考えても間違いではないであろう。

(1) 前掲「新訂商店法論」一三六頁より引用。
(2) 同書、一五〇頁より引用。
(3) 同書、一五二頁～一五六頁より引用。
(4) 大阪市社会部「本市に於ける商店員労働事情調査」社会部報告第二二五号、昭和十六年、一七頁参照。

三　伝統的商店労務関係の矛盾

既述のように、もともと一部の民間小売商組合の陳情を受けて具体化したはずの商店法制定の運動が、その後、当の民間の意見や関係諸団体の反対にあって長らく頓座することになった理由の一つは、あくまで当業者の商店経営上の利害調整という観点に立って主張された店舗閉店時刻の法的規制という唯一の要求に、その後の法案化の過程では、表向きはともかくおよそかれらの眼中になかったとさえ考えられる一連の使用人保護の規定が加えられるようになってきたからである。予期しない事態の進展を目にして、有力な一部民間団体上層部内の「少数の頑固派」に引きずられつつ、かれらの態度はにわかに一変し、法案化に強い警戒心を抱くようにさえなるが、それも当時の小売商店をとりまく経営環境の悪化という状況からすれば、むしろ当然のなりゆきであったとさえいえる。難産の末やっと誕生した商店法が、その本来の労働者の保護という目的をなかば骨抜きにされてしまったことの背景と

しても、内務省をはじめとする政府の日和見的態度、商業労働者階級自身による主体的で組織的な運動の欠如といった要因とともに、このような事態の推移経過の曲折にも改めて留意すべきであろう。

ところで一口に小売商店といっても、その実態は地域別、業種別に多種多様な拡がりを有し、商店法に反対する論拠もまたかならずしも一様ではない。重複するが、その論拠を繰り返し整理し直してみると、夜間の閉店時刻の制限が、㈠　夜間の顧客を主とする商店街、盛場地区の商店にとっては相当の売上高の減少を招来するという懸念、㈡　一日の仕事を終えて帰宅した労働者、勤人等の勤労階級が夕食後風呂にでも入ってゆっくり買物に出る様なことは全く出来なくなり甚だ不便である、とするような顧客の偶発的買物の減少や消費者の不便を主張する意見、㈢「百貨店の重圧に小売商が喘いでいる折から、まず百貨店抑制策を講ずるべきであり、百貨店法の制定問題さへ解決しない以前に商店法を制定し、小売商に制限を加へんとするが如きは本末転倒である」[1]とする対百貨店関係の問題を指摘する意見、㈣　小売店の地域上、業種上の特殊事情を無視して法令による画一的統制の強要よりは当業者の自主的規制を依然として主張する意見、などが代表的な反対の論拠であるが、この際さらに注意すべきことは、商店法反対の気運がつよくなる過程で一部の上層団体を中心に、前述の㈤「商店員は表面長時間労働するが如きも常に顧客を相手として執務するが故に其間自ら変化あり、慰安なきに非ず……工場労働者の如く就業時間前に工場に出勤し作業合図と共に機械を動かし時間中は煙草を吸ふ暇もなき者とは全然同一視すべきものに非ず。故に商店員の保健の問題は別個の立場より考慮すべきものと信ず」[2]といった商店労務の特殊性を指摘する意見と同時に、かつて工場法反対の論拠ともなった、㈥　わが国の企業経営の「伝統習俗」や家族主義的慣行の美風という論拠に立った商店経営の労務管理上の特殊性を主張する意見が「本法案の如く数百年の習俗を変更するものに就ては更に慎重に研究調査を重ぬる必要ありと認む」[3]といった時機尚早論の装いを借りて登場してきた点であろう。以下の見

解などはその代表的のものであろう。

一「店員の大部分の目的とする所は業務の修得に在り、店主の之を俟つや愛撫保護自家の家族に準じ、両者は寝食を分ち和協共助盛衰禍福を偕にするものにして、其の関係欧米に於ける如く単純に給料を受くることを対償として労務に服する雇傭関係と同一視せらるべきに非ざるを以て、欧米の法制を移して直に之を本邦に施行し得ざるべし。(4)」

二「店主と店員とは多くの場合同一家屋に居住し店員と雖も家族的待遇を受くる我国特有の美風ある商店の経営に対し、峻厳なる法律を以て臨まんとするは徒に労資対立の観念を扶植する所以にして寒心に堪えざるところなり。(5)」

三「地方中小都市及町村に於ては大企業組織の営業を営む者極めて尠く、半農半商或は副業的に営業する者も亦相当数に上り営業主と被雇傭者間の家族的温情主義は今尚行はれ被雇傭者に対する待遇に付ては美はしき精神的融合を見つつあり……。(6)」

商店法の制定を大きく遅らせ、その本来の社会政策的保護立法としての性格に汚点を残させることにもなったこの種の有力な見解について、たとえば今日の観点に立って一定の評価や批判を加えることはたやすいが、ここではまず、これらの主張の背景について当時の商店労務管理の環境と変化とを探る方向に問題を限定したい。

まず、ここでの㈤の見解が主張するように、商業使用人の労働は工場労働者の場合とは異なり、一般的に、肉体的、機械的労働というよりは知的で精神的な、使用者の立場からすれば訓練的で教育的な労働という性格を多分に有しているという意味で、その労務の特殊性を主張すること自体は間違いとは言えない。このことは、当時目ざましい発展を遂げつつあった大規模百貨店の従業員の場合はともかく、中小規模の商店に従業し、経営者の家族と

ともに起居しながら将来の独立を志操しつつ業務の習得に励む住込み商店員の場合にはとくにそうである。ただ、こうした商店労務の特殊性を議論する以前の問題として、商店法の立案を準備し、その成立を期した一部の有識者の考えには、やはり現今の早朝から閉店後さらに深夜におよぶ冗長な拘束時間が、「教育のない者ほど仕込み易い」と言われ、義務教育修了程度の年若い労働者が圧倒的多数を占める小売商店の若年労働者に対して、いかにかれらの健康を蝕み、生活と時間とを圧迫しているのか、という認識があった。たとえば、商店使用人の疾病による退店の多さや、当時の壮丁体格検査の結果に客観的に現われた商業壮丁の著しい体格の劣勢と不合格者の多さ[7]という事実によっても、このことはさらに確認される点であった。いずれにせよ、「普通小売店の商業使用人に対しては、休息よりも寧ろ運動を必要とし、単純なる時間の短縮よりは寧ろ知能習得や人格修養の時間を必要とする[8]」と主張されたように、商店法制定の目的は、その意味での商店労務の特殊性をことさら無視していた訳ではなかったのである。

ただ、こうした商店労務の特殊性の主張は、(六)の意見が主張する、わが国商店経営の特殊性という論拠と不可分の、ほとんど表裏一体の関係にあることは論をまたない。冗長な深夜におよぶ商業労働の特殊性の意味は、将来の別家暖簾分けによる独立開業に向けての厳しい下積みの、当然の実務の訓練・習得の奉公時間として、慈愛に満ちた商店主の家族的温情主義の伝統がそれを正当化する。

たしかに、近世以来わが国の商家経営にみる雇傭関係上の歴史的特質として語られてきたことは、年季という観念を前提とする丁稚徒弟制度であり、店主の家族員とともに働く共働制度であり、また店主の家屋、商店内に起居して衣食を支給される住込・仕着制度であり、さらには将来の独立に当っては主家の暖簾、得意先、仕入先、資本、信用等の一切を与えられる別家・暖簾分け制度などであった。質素倹約、勤勉、始末などといった商人階級の一連

の生活規範や労働エートスの誕生、あるいは取引慣行における信用の創造、さらには商家の乱立による過当競争の調整など、こうした一連の諸制度が明治期以降も一定の機能を果してきたことは疑いないが、ただ、この種の商業使用人制度が昭和期に入ったこの時期においても、はたしてここでの店主使用者団体が胸をはって強調するように、「和協共助盛衰禍福」、「店員と雖も家族的待遇を受くる我国特有の美風」、「美はしき精神的融合」といった、いわゆる温情主義や、鉱工業でいち早く唱えられつつあった当時の経営家族主義的なイデオロギーに裏打ちされて実際に維持、機能していたかどうか、この点が問題なのである。なるほど、当時の商店主の多くはそのような制度の中で創業を勝ち得た叩き上げの人々であったであろう。ただ、この時期においてもなお、かれらが身をもって体験し、かれらの血となり肉ともなっていた、こうしたわが国の伝統的な商業雇傭制度の採用を、かれらの意識の上でも実際の行動の上でもはたして可能とするだけの客観的条件が依然として存続していたのかどうか。この点が問題なのである。さきの店主層の見解とはうらはらに、つぎのような店員の言葉こそ、この時期の商店の雇傭関係の実際を示しているのではなかろうか。

一　私の店は合資会社であります。それでゐて個人の店のやうなところを多分に持つ妙な店であります。即ち都合のよい時は会社であり又都合の悪い時は個人の店に早変りするのです。ですから働いてゐる間は個人の店のやうであつて別家でもしてやらねばならぬ頃となるとこの店は会社ですからと涼しい顔するところです。……まあこんな状態ですから私の一番考えることは会社なら会社、個人の店なら個人の店と規則正しくして戴き度いのです。そうでないととても安心した店員生活は出来ないと思ひます。それで今後の方針としては通勤給料制が一番良いと考へます。仕着別家制も宜しいが、併し店主として真に店員の行先まで面倒をみる人は極く少なく、普通は別家とか何とか金銭的の問題となると日頃は甘く言って精々働

かしておいて手のひらを返す様に変る店主がなきにしもあらずです。この点通勤給料制が宜いと考へます。

二　通勤給料制が一番現代的であると考へます。それは仕着別家制ですと主人が店員を別家さす直前までは出過ぎた無理も謂はず、表面言葉上手に使ふが併し別家頃になると、少々のことでも難題を持出して馘首するので、店員は落ち着いて働けず温情主義もなにもあつたものでない。それより賃銀契約を基とした通勤給料制の方が幾らよいか分らない。(9)

周知のように、近世以来のわが国商家の伝統的雇傭制度あるいは使用人制度は、いわゆる「仕着別家制度」であり「丁稚奉公制度」である。多くを語る余裕はないが、義務教育修了後都市の商店に見習を目的として入店した幼少の店員は、店主や店務を担当する番頭、支配人の監督下、早朝から深夜に至る冗長な一日の労働を終えた後、さらに読み、書き、算盤の稽古を受け、陳列商品の間に身を細めて雑魚寝する住込みの丁稚奉公生活に入る。一汁一菜の粗末な食事と正月と盆に木綿服、帯、襦袢、前垂等の仕着せと少々の小遣銭を与えられる他、原則として無給の生活が続き、子僧、子供衆と呼ばれ、掃除や使い走りなどの専ら雑用に使用される。数年後十七、八歳にして元服し手代と呼ばれるようになり、禁酒、禁煙を解かれ羽織や下駄の着用を許され、初めて店務に従事するようになり、さらに手代として一〇年間前後勤務した後、番頭に昇進し外部に主人を代表する資格を有し、一人制番頭制の場合は支配人と呼ばれるようになる。

この苦難の多い下積み生活に耐え、勤続約二〇年の年期(季)奉公を無事終え、主家の信頼に応え得た少数の「子飼い」の使用人には、妻帯を許し、その功績に報いるべく別家として扱うことになる。大商店の場合は、いわゆる通番頭として、家屋、屋敷、家財道具等の新婚生活に必要な一切を与え、別宅居住による通勤の別家とし、中規模商店の場合はさらに数年の御礼奉公をへて主家の暖簾と資本を分与し、別家暖簾内の商家（出店）として独立営業

させることが多い。

要するに、丁稚、手代、番頭という使用人制度の下での半生は、店主からみれば将来商人としての独立開店に不可欠な知識を与える職業訓練、教育の場であり、使用人からみればそのための準備、修養の場である。店員を志す者の最大の関心事は、店員同志の激しい競争を打ち勝ち将来いかなる形で別家し、独立できるのか、ということであった。商業取引き上の、あるいは顧客に対するかれの信用は、かれがいずれの商店で、どの位の長きにわたって厳しい丁稚奉公の生活に耐え、主家の信頼をいかにかち得た人物であったのか、という点の評価によって左右される。晴れて別家衆の一員となった証しとして付与される主家の暖簾は、主家がかれに与えた社会的信用のシンボルに他ならないからである。

こうした制度の下では、店員にとって給与、長時間労働等の労働条件自体は、第二義的な問題であったし、商店員の最終目標である別家暖簾分けという将来の期待と主家の恩恵のなかに、すべての辛苦と不利益が解消されることにもなった。

そこで、さきの使用者団体の商店法制定反対の論拠として言われた一連の家族主義的イデオロギーの存在という見解に答えて言えば、たしかにそのような雇傭関係上の制度、イデオロギーは近世以来のわが国の商店経営の特殊性として存在し、株仲間解放後の明治期以降も長らく一定の機能を果していたと言えよう。しかしながら、同業者の夥しい増加と、大規模商店を中心に株式会社制度等の新しい企業経営組織への脱皮が到来しつつあった昭和期に至っても、旧来の制度なり雇傭関係が存続し、機能していたとは到底考えられないところなのである。かつては多くの別家衆を輩出し、同業者間に暖簾分けによる出店を有することは主家の栄誉であり、主家の力を誇示することでもあった。しかしこの時期に至ると、たとえ商店経営主がいかに旧来制度の、つまりは商店労務と商店経営の特

表 2　商店員の居住形態（住込・通勤別）

a）　大正15年（京都市，商業徒弟）

	奉公先	寄宿舎	自家	寄寓	間借	下宿	不記入	調査人数
呉服織物商	782	20	15	1	1	1	4	824
百貨店		110	6		3	2		121
その他	527	15	29	4	1		10	586
調査人数	1,309	145	50	5	5	3	14	1,531
（%）	(85.5)	(9.5)	(3.3)	(0.3)	(0.3)	(0.2)	(0.9)	(100)

b）　昭和２年（大阪市，呉服商店）

	仕着別家制	住込給料制	通勤給料制	計
小売	762	8		770
卸小売	19			19
卸売	182	5		187
卸問屋	24	7		31
問屋	52	4		56
計	1,039	24		1.063

c）　昭和14年（大阪市，店員）

卸売	住込仕着付	住込仕着なし	通勤	計
織物	1,676 (25.2)	2,915 (43.9)	2,052 (30.9)	6,643 (100)
その他	4,099 (28.0)	5,191 (35.5)	5,327 (36.4)	14,617 (100)
計	5,775 (27.2)	8,106 (38.1)	7,379 (34.7)	21,260 (100)

小売	住込	通勤	計
織物被服類綿糸・編物	945 (83.6)	186 (16.4)	1,131 (100)
その他	2,341 (85.5)	396 (14.5)	2,737 (100)
計	3,286 (85.0)	582 (15.0)	3,868 (100)

（出所）　a）　京都市社会部調査課「商工徒弟に関する調査」(1)調査報告No.3，昭和２年
b）　大阪市社会部調査課「本市に於ける呉服店員の生活と労働」社会部報告72号．昭和３年
c）　大阪市社会部調査課「本市に於ける商店員労働事情調査」社会部報告第 225 号．昭和14年

殊性を強調し、それを家族主義的な温情によって意味づけようとしても、その矛盾は誰の目からも明らかであったのではなかろうか。店主が旧時代の、まさしくかれ自身がその中で半生をおくってきた制度を固守しようとすればするほど、店員層はますます自分の将来に不安を抱くようになる。かつては将来の期待のなかにそれを容認し、劣悪な労働条件を甘受しさえしていた店員層は、やがてそのこと自体の意味に疑いをもつようになってきた。

結論的に、商店法の制定に先立つ、この昭和の十数年こそ、筆者は、江戸期以降の仕着別家制度が急速に変化し崩壊をみせる、原生的商業労使関係の矛盾が露呈した時代であると考えられる。別家制度の限界、年期(季)や奉公という観念の喪失、住込制から通勤制への移行など、より端的に言えば、商店の雇傭制度が旧来の仕着別家制度から、折衷的で一時的な住込給料制度をへて今日の通勤給料制へと急速に移行するのがこの昭初の時期なのである。もとよりこの小論では、このような変化の諸過程を実証することはできないが、表2に示すように、ここでの昭和二年と昭和十四年の比較は、前者は店制、後者が店員であり、一概に時系列的変化とみなす訳にはゆかないが、その変化の一端を昭和期以降の通勤商店員の増加という事実によっても一部垣間見ることができよう。いうまでもなく、旧来の雇傭諸制度の機能とその家族主義的側面は、ことごとく住込制を前提としていたからである。(10)

(1) 東京商工会議所「商店法に関する調査」商工調査第六四号、昭和十年、六三～四頁。
(2) 同調査、六一頁、これは名古屋商工会議所、名古屋連合発展会、清水商工会議所等の見解である。
(3) 前掲「新訂商店法論」一五八頁、これは全国の工業主の組織である全国産業団体連合の見解である。
(4) 同書、二五〇頁、これは日本工業倶楽部の見解である。
(5) 前掲「商店法に関する調査」六一頁、この見解の団体は註(10)と同じ。
(6) 同調査六一頁、これは長野商工会議所の見解である。
(7) 前掲「商店法に関する研究」三九～四〇頁、谷口吉彦によると商業壮丁の体格は、「先ず甲種合格率の順位を見れば、水産業・鉱業・交通業・農業は何れも千人中三百人以上であり、之に次いでは工業・商業である。即ち無職業・自由業公務を除けば商業は最劣位にある。次に甲

種・第一乙種・第二乙種を合したる合格率を見ても……商業は工業と共に無職業を除いては最劣位にある。」（四〇頁）。

（8）同書、四二頁。

（9）前掲「本市に於ける薬業商店員の生活と労働」九七～九八頁。

（10）仕着別家制、住込給料制、通勤給料制の概念とそれらの具体的変化の実証研究として大きな価値を有するのは、大阪市社会部調査課「本市に於ける呉服店員の生活と労働」社会部報告第七二号　昭和三年である。

四　結び――家族主義的経営の商業的意味

ところでさきに、やや不用意にも家族主義という言葉を用いてきたが、この言葉の使用について最後に若干の補足を加えておくべきであろう。この概念は、いわゆる「経営家族主義」として、しばしば日本的労務管理の特質を示すものとして歴史的には明治末期期から大正期以降の鉱工業部門における企業経営の変化、発展という文脈の中で用いられるのが一般的である。すなわち、劣悪な労働条件の反動として明治以来つねに頻繁な労働者の移動に悩み続けてきたわが国の鉱山工場の労務管理は、飯場請負制や工女寄宿舎制に代表される逃亡防止、足止め策的な拘禁的住居施設を生みだしてきたが、明治後期に至ると職工募集費の高騰とともに、こうした拘禁的施設の弊害や労働能率の限界が露呈するようになり、折からの職工保護の気運の高まりとともに、この時期以降、これらに代わる新たな「居付良化」の労務管理の方策を確立する必要に迫られていた。

明治以来の経営者を悩ませ続けてきた高い労働移動率の解消という課題は、第一次大戦後の戦後不況によって労働市場が収縮し、労働者の移動が自由にならなくなった大正後・末期になって一応成就するのであるが、これに先立つ明治末期から大正期にかけての時期、大企業を中心とする企業は労働者の居付良化のための諸方策として、子飼いの養成工制度や扶助共済制度の確立、年金制度や退職金制度などの年功的勤続奨励法の拡充に着手するように

なり、当初は業務上の生産設備として出発した住居施設も、この過程でしだいに生活保障的な福利厚生施設としての位置づけを与えられるようになる。たとえば、寄宿舎制度のなかにも一連の娯楽、文化、教養施設の拡充が認められるようになるのも、こうした傾向の一端を物語っている。

ただ、以上のような一連の居付良化の動きは、もちろん労働者に対する経営者の単なる生活援護策の延長としてだけ生まれたのではなく、そこには企業経営の明確な労務管理上の意図が貫かれていたことが強調されねばならない。この期以降の一連の福利厚生施設の拡充にも共通するように、たとえば労働者に対する給与住宅の改善、増設にも、経営者の慈恵的、温情的イデオロギーが反映することになり、あるいはまた工場法施行による休日制や労働時間の短縮によってある程度の余暇時間を享受するようになった労働者の生活時間に関しても、その過し方に対する企業側からの教化的、善導的な「余暇善用」の必要性が鼓吹されるようになり、これらもまたわが国の家族制度の美風に擬せられた経営家族主義的な労務管理方策の一翼を担うことになる。拘禁的な足留策としての住居施設から解放され、一定の自由な時間を有しつつあった労働者階級は、こうした経営家族主義の確立のなかで、今度は「家族ぐるみ」の企業の生活管理体制のなかに徐々に組み込まれるようになる。

この点をさらに企業内住宅政策の展開の面に限定して言えば、明治中期以降の寄宿舎制度から社宅通勤制度への転換、全国各地にみられる工場付近の職工村の建設という変化が新たな方向として注目される。そしてそれは、一部山間僻地の鉱山や地方工場の場合にだけ現出した変化ではなく、大正期以降、「今日の都会の職工は、職業を得る事は左迄困難では無いが、住居を得る事は甚しく困難である」[1]と言われたように、都市労働者の住宅難が一層切実な様相を示すようになると、重化学工業部門等の都市型の企業にも波及するようになった。考えてみれば、社宅という個別的でかつ集合的な住居形態の構造自体、個別世帯を意識するようになった職工の生活に対応すべく創り

出された苦肉の住居形態に他ならないが、従来の寄宿舎主義や当時一般化しだした単なる通勤主義に比べて、それがはるかに有効な居付良化の手段となることが経営者層の意識にはっきり確認されるようになった。「社宅制度なるものは、職工を一定の地に安定せしめて相当の保護監督を加へ得る制度であり、且つ我が国民性の根本義たる家族関係を存在せしめ得る方法である。」[2] ここにもまた、企業による労働者家族ぐるみの生活管理の思想が、わが国固有の家族主義の伝統に模せられたものとして、しばしば企業経営者の慈善的、温情的な要素を付着して強調されるのである。

長々と述べすぎた嫌いはあるが、ここで改めて確認しておきたかったことは、一口に言って、わが国企業経営の歴史的特徴を示すものとしての経営家族主義なるものは、明治末期から大正期にかけて労務管理の再編成の必要に迫られた大企業を中心とする鉱工業部門の経営者によって、伝統的家族制度の機能に擬せられる形で、いわば意図的に創出されたものであるという点である。この伝統的家族制度の歴史的出自を具体的に近世以来のどの社会階層のそれに求めるべきかは議論の別れるところであろうが、その点はさておき、この経営家族主義に裏打ちされた企業の生活管理的労務方策は、終身雇傭年功型賃金、福利厚生の充実という三本柱を中心に、戦後の高度経済成長期の終焉に至るまで、強化されることはあっても弱められることはなく、戦後の商業・流通業の経営のなかにも色濃く認められる。

しかし前述のように、この家族主義的経営の展開を、歴史的に鉱工業の場合と商業の場合において同列に論じることはかならずしも適切とは言えない。戦後の商店経営にも一般化してくる経営家族主義は、むしろ鉱工業においていち早く再編成された労務管理の諸方策が、その後しだいに商業部門の経営のなかに移植され波及した結果なのであり、近世商家の家業経営と使用人制度に発する家族主義的伝統とは、おなじ家族主義とはいっても、制度的に

も機能的にも同一のものではないのである。そして前述のように後者の家族主義的経営は、商店法制定の昭和戦前期に至ると、もはや実質的機能を喪失していたというのが、いささか舌足らずではあるが、この小論の結論であり今後の実証のための仮説でもある。

(1) 宇野利右衛門「職工の住居政策に就て」『救済研究』第六巻(上)五四一頁。

(2) 宇野利右衛門「職工の住居と生活」大阪市工業教育出版部、大正二年、八七頁。

(3) 谷口吉彦は以下のように論じている。「謂はゆる『暖簾分け』によつて将来独立の経営者となる機会は甚だ少なくなり、ここに商業使用人に関する最も困難な問題が横たはつてゐる。この点を如何にすべきかが使用人政策の重大な問題であつて、謂はゆる労働政策としての賃銀問題・時間問題の如きは、之に比すればその程に重要なる問題ではない。」とまで言っている。前掲「商店法に関する研究」四一頁。